

地方厚生(支)局長への届け出事項に関する事項

当院では四国厚生支局愛媛事務所に下記の届出を行っております

- ・被爆者一般疾病指定診療所
- ・生活保護法指定診療所
- ・結核予防法指定診療所
- ・労災保険指定医療機関
- ・特定疾患治療研究事業委託医療機関
- ・指定自立支援医療機関
- ・訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
- ・有床診療所入院基本料 1※
- ・看護配置加算 1+医師配置加算 1+夜間看護配置加算 1
- ・看護補助配置加算 1
- ・看取り加算+有床診療所急性期患者支援病床初期加算 有
- ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算 有
- ・夜間緊急体制確保加算 有
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・経皮的カテーテル心筋焼却術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・在宅時医学総合管理料又は特定入浴時医学総合管理料
- ・有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算
- ・在宅持続腸圧呼吸法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・冠動脈 CT 撮影加算
- ・医療機器安全管理料 1
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
- ・時間外対応加算 1
- ・地域包括診療加算 2
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・下肢創傷処置管理料
- ・画像診断管理加算 1
- ・機能強化加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・外来後発医薬品使用体制加算 1
- ・別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する在宅支援診療所

2025 年 9 月 1 日現在